

平成30年1月24日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、19都道府県の31人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 19都道府県31人

(北海道1、青森県1、福島県1、茨城県1、埼玉県3、千葉県1、東京都2、神奈川県1、長野県1、愛知県4、三重県1、大阪府5、兵庫県2、奈良県1、山口県1、愛媛県1、大分県1、鹿児島県2、沖縄県1)

数字は人数

※ 支払期限 平成30年1月31日